新型コロナウイルス感染症の検査体制整備計画(案)について

【基本的な考え方】

- 感染が疑われる方や濃厚接触者など検査が必要な者がより迅速・スムーズに検査を受けられるようにする。
- 地域における感染拡大を防止する必要がある場合には、広く検査が受けられるようにする。

	項目	国指針(10/1事務連絡)	道計画(案)の算定の考え方	計画値
1. 検査 需要	①基本の検査需要②高齢者施設等における検査 需要③インフルエンザ流行に伴う検査 需要	①1日当たり過去最大検査数 ※陽性率が10%を超えている場合は、急増に備えた需要を見込むこと。②「1日当たり過去最大検査数」と、「検査体制整備計画(R3.4月策定)の計画値」の大きい方③例年のインフルエンザ流行期と同程度の発熱患者※平均年間検査数×1割÷週当たりの診療日数	①道、4 市それぞれの1日当たり過去最大検査数の合計 ※陽性率は10%未満 ②検査体制整備計画(R3.4月策定)の計画値 ③平均年間検査数×1割÷週当たりの診療日数(6日)	(件/日)
2. 相談 体制	①発熱患者等に対応するかかり つけ医等の医療機関数 ②受診・相談センターの数	過去最大規模の検査需要に対応できる相談体制を 構築	①発熱者等電話相談医療機関等により対応 ②少なくとも各保健所 1 ヶ所を設置	(カ所)
3. 検体 採取	・基本の検査及びインフルエンザ流行に伴う検査需要への対応①診療・検査医療機関②地域外来・検査センター③その他・高齢者施設等における検査需要への対応④高齢者施設等	少なくとも検査需要の1.1倍に対応できるような能力を確保 〈採取〉 ○発熱者等の検体採取は、診療・検査医療機関で行うことを基本 ○新規感染者が増加し、濃厚接触者等の検査需要が急増した場合にも目詰まりが生じないよう体制を整備 〈検査(分析)〉 ○検査方法の特性を踏まえつつ、適切な組み合わせによる迅速で効率的な検査体制の構築	①機関数×診療時間×1時間当たりの検体採取能力②採取できる最大数③、④保健所や民間検査機関等による採取を見込む検査需要の1.1倍に対応できる体制を確保	(件/日) 32,568
4 . 検査 (分析) 能力	①地方衛生研究所 ②保健所 ③民間検査機関 ④大学·医療機関		①~④各検査実施機関毎に最大の検査能力を 計上 ③高齢者施設等従事者へのプール検査 ④医療機関における抗原定性検査 を見込む 検査需要の1.1倍に対応できる体制を確保	(件/日)